

# J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年） について

白 沢 久 一

- I. はじめに
- II. その提案思想——社会有機体説—
- III. その提案内容——行政の公的責任性—
- IV. その処遇内容——労働への貧民陶冶論—
- V. おわりに

## I. はじめに

「公的扶助の理論」研究にとって、どうしても研究の射程領域に入れなければならないのは「公的扶助の歴史理論」であり<sup>(1)</sup>特に私の関心をとらえるのは英國市民革命期の貧民救済論である。<sup>(2)</sup> その膨大な英國救貧法史資料の中からとりあえず、1531年英國救貧法成立に大きな影響を与えたといわれ、大陸での改革者（Continental Reformers）の一人とされている Juan Luis Vives (1492~1540) の貧民救済論<sup>(3)</sup> をとりあげようと思う。

特に貧民救済論をのべた人々の多くが貧民教育論をも述べており、同時代の代表的運動家又は理論家の発言や行動をとりあえず「救貧思想」と「救貧制度」と「救貧方法」とに大きく別けてみることができる。このうち J. L. Vives の貧民救済論<sup>(4)</sup>のうち、私の可能な領域で<sup>(5)</sup>「貧民救済制度論」中心にしぼって、すでに故中村幸太郎教授の論文があるが出典は、F. R. Salter “Some Early Tracts on Poor Relief” 1936 の部分で「第一部を重視するに足りないとして省略し、さらに第二部でも、ところどころ要約だけを掲げている。わたくしも要約の部分については、もちろんこの翻訳以上を知ることは出来なかった」<sup>(6)</sup>と言われているが、この英訳以前に Kerl de Schweinitz も引用していた<sup>(7)</sup> Margaret M. Sherwood の英訳 “Concerning the Relief of the poor” 1917 年、The New York School of philanthropy があり、この英訳は Salter 教授と同じく第一巻は省略しており、第二巻は完訳であり、私は主としてこの Margaret M. Sherwood 女史の英訳によりつつ、その内容の紹介と若干の論評を行いたい。

注

- (1) 現代日本の公的扶助の民主化運動の課題は、「公的扶助労働の基礎理論」研究から、「公的扶助の歴史的理論」研究へといやおうなく関心をむけさせる。1960年代論争の中心的課題へとまき込んで行った「権利性助長」「自立助長」の実践と理論の課題は、日本の「市民革命」の流産という歴史的な国民的課題につきあたり、それは1970年代の現代民主主義運動の中心的課題である「主体性の課題」と「平等性の課題」でもあり、今後の歴史的展望でみると、この1970年代に市民革命の課題と社会革命の課題を同時に背負わされた日本国民の課題でもあると思われるからである。
- (2) 英国市民革命期の貧民救済論の研究では、小山裕男著「イギリス救貧法史論」（日本評論新社昭37年刊）が詳しく述べてあるが、論文のみであるが故中村幸太郎教授の古くは聖トマスの施与論からエリザベス救貧法成立までの精密な一連の研究成果があり、すでに同教授によつて、「ビーベスの救貧論」（1952年大阪女子大学研究紀要 No.3）がある。
- (3) S & B. Webb は J. J. Vives を次のように述べている。「……英國が貧民に関する法律に政治的力をかりえたのはルター Luther やツヴィングリ Zwingli やジョン・メイヤー John Major やソルボンヌ大学の仲間達ではなかった。それは、我々がエラスムスと共に思い出す、あの輝けるカソリック・ヒューマニスト、ファン・ルイス・ヴィイーヴェス Juan Luis Vives (1492年にスペインのヴァレンシアで生れ、パリとルーヴェンで学び、27歳の年にルーヴェン大学の教授に任命された) であり、才能があり、エラスムスと親友であり、共同研究もしていた。1521年にはヘンリー8世はアンゴラ家のキアサリンと結婚するためスペインを訪れた。トマス・モア卿 Sir Thomas More もブルージ市 Bruges を訪れそこでヴィイーヴェスを知り、彼を英國に紹介したようである。その後6～7年間は、その日時ははっきりしていないがヴィイーヴェスはロンドンとオックスフォード、ブルージとルーヴェンを交互に行ったり来たりしていた。この期間にブルージ市当局は一多分ドイツの諸都市の影響を受けて実際に実行した救貧制度改革者によるイーブレス Ypres 市の改革に刺戟された—、最も信頼の深かった彼に……いかにして群をなしている貧困者達を扱うかという困難な問題に対する助言を依頼した。この諮詢にこたえてヴィイーヴェスはラテン語で *De Subventione pauperum sive de humanis necessitatibus* (貧民救済論ないしは人間的必要について) という長い報告書をかいた。それは1526年にブルージで出版され、救貧法政策に貢献した最初の論説として唯一のものであり、当時ベストセラーとなつたと思われる。我々は少くともこの訳書が1532年又は1533年にストラスブルグとリヨンで出版され、つづいて、イタリー語とスペイン語にもなつたということを語りえる。」(S & B. Webb "English poor law history" part I pp. 35～36)
- (4) なお、J. L. Vives の「生涯と業績」についてはすでに小林博英氏の訳によるヴィイーヴェス「ルネッサンスの教育論」（明治図書昭44年刊）の訳者解説が日本では詳しいが、もっと詳細な紹介は Juan Luis Vives. "Judor School-Boy life" translated Faster Watson, pp. vii～xvii にある。なお、英國での J. L. Vives の再発見による研究状況は1920年～30年代であり、Webb 夫妻の "English poor law history" part I pp. 36～37 の脚注参照。Juan Luis Vives が本名であるが本人はラテン語名で、Joannes Ludovicus Vives としており、本稿では J. L. ヴィイーヴェスで統一しておく。
- (4) 日本における研究では、すでに前述の故中村幸太郎教授による「ビーベスの救貧論」と、教育史研究からすでに小林博英訳「ルネッサンスの教育論」（明治図書1964年刊）と題してヴィイーヴェスの代表作「学問論」が直接ラテン語より訳出されて教育研究史上注目をあげしており、小林博英氏の同書の訳者解説で「いつの日か『貧民救済論』と平和についてのヴィイーヴェスの思想を紹介できることを念じつつ…」（同書321頁）

## J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

とあり、すでに準備されておるかも知れないが、若しラテン語のつよい同氏による紹介が特に英訳のない第一巻が紹介されると文献的には大きな意味を持つと思われる。つまり、この歴史理論研究にとって、まず史実にもとづく現象論的段階での掘り起しが不充分なこの領域において可能な限りその時代の代表的運動や人物を運論史的観点でみる必要があると考えられるからである。

- (5) 現在のところ J. L. Vives の「貧民救済思想論」が述べられているのは「貧民救済論」第一巻であらうが原文はラテン語であり英訳はない。又「貧民救済方法論」は他の教育論から貧民の訓育過程をひき出さなければならない。「貧民救済制度論」は中村幸太郎氏の論文があるが原典は Salter 編よりの英訳で第2巻の完訳ではない。本論文で私が基礎としようとするのは第二巻 (Libri Second) の M. M. Sherwood 英訳である。ラテン語の原文を British Museum より入手したが、これと参照した上でのものには私の力では出来ないので放棄した。
- (6) 中村幸太郎「ビーベスの救貧論」(大阪女子大学研究紀要 No. 3 61頁) なお最近の研究、植村雅彦著「チューダー・ヒューマニズム研究序説」の Vives の部分も、Salter 訳のみをつかっている。
- (7) Karl de Schweinitz "England's Road to Social Security" pp. 31~32

## II. その提案思想—社会有機体説—

「変革の16世紀」と言われる英國では、一方で中世からのカソリックの流れと、その中の進歩派としての人文主義者、エラスムス、モア、ヴィーヴェスという若干なりとも英國にかかわったカソリックヒューマニストの流れと、新興思想としてのピュリタニズムとの流れが当時の思想をいろどる。そしてチューダー王朝期の中心思想は英國国教会形成とともに成立をみる「チューダー・ヒューマニズム」<sup>(1)</sup> であり、上級階層と結びつきつつ「万能の教養人」<sup>(2)</sup> を理想とし、社会問題等のかかわり方も、トマス・モア卿等の国家全体を変えるという反面革命的で反面中世的ユートピア論から、同じ親友モアの「ユートピア」(1516年) からの影響で書いたと言われるヴィーヴェスの「貧民救済論」(1526年) は現実市政への適用を迫まられて、いわば「改良型」であり、その後のエリザベス期のシェークスピア等は貧困対策が「個人主義」的対応へと変化する<sup>(3)</sup> と言われる。

そして当時の政治情勢はルターの反抗を合図にドイツ農民戦争が全ヨーロッパを内乱的様相にかりたて、人文主義者エラスムスはそれに反発して新教にも組せず、トマス・モアはカソリックのまま処刑され、後の英國ピュリタン革命(いわゆる市民革命)では人文主義者は王党派へと進むものもいる。<sup>(4)</sup>

ドイツ農民戦争はルターの反抗(1517年)から7年後の1524年～25年にかけて、全ドイツをゆさぶり、農民達は次のことを要求している。

「……領主が農民から取りあげた森林原野と牧場を農民に返えすこと、河川湖沼で魚

### J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

を捕り、森林で鳥を探ることを農民に許可すること、賦役と用益税をひきさげ、農民を農奴的隸属から解放すること、農民が自分で聖職を選挙することを許し、十分の一税の一部を廃止し、他の一部を聖職と窮困者の扶養にあてること」（コスマインスキーア著協会訳「世界史教程一中世全一」青木文庫250頁）

そして、1525年の終りはこの反乱は失敗に近づく、「チロル山中の農民は最後まで抵抗し、1526年の夏までがんばった」<sup>(5)</sup>と言かれ、「革命のさいごの余波は、ネーデルラントとの国境にあるミュンスター市の貧民の反乱であった（1533～35）」<sup>(6)</sup>と言われ、J. L. Vives の友人 Bruges 市長も1526年當時どうしても農民の反抗をどうするか、貧民問題をどうするかは悩みの種であり、世界的知識人としての J. L. Vives にとっても学問の実践性を説く<sup>(7)</sup>が故に無関心ではいられない。そこで、「平和問題」と「貧民救済問題」が1526年に同時に執筆刊行される。平和問題については当時の血なまぐさくなつた宗教戦争を異教徒トルコにむけて同じキリスト教徒内の協調を中心に平和を希望し、同じに国内における富者と貧者の協調を論ずる。この理論はきわめて今日的課題でもあり、一つの変革期に必ず出て来る「社会有機体論」にもとづく救貧論である。なおこのような社会の動きの中で、当時の救貧論争の典型的流れは、「ルター Luther（1523年に書く）そして Vives（1526年）、Ypres 市の救貧制度（1525年に出発し、1531年に世界的に出版）」<sup>(8)</sup>であった。

J. L. Vives は、彼が14才まで育てられ、しかもその地で結婚し、必ず帰る墳墓の地と考えていた Bruges 市の市會議員と市参事会員に対して<sup>(9)</sup>次のように「貧民救済論」の挨拶文をのべている。

「キケロが言うように外国では旅行者やよそ者にとってせんざくはされない。そのことは正しい、何故なら他人に対する好奇心はいつもきらわれるからである。しかし他人がよりよい生活をするためへの关心や友人としての相談は軽蔑されしない。それは自然の法則は何事をも一人の人間とは無関係であるということを許さず、キリストの恩寵がしっかりとニカワのようにすべての人を結合せしめているからである」（J. L. Vives, Margaret, M. Sherwood 訳 “Concerning the Relief of the poor” p. 3）

こうして、故郷とも言うべき Bruges 市長の要請にこたえた理由をのべて挨拶文はつづける。

「……貴殿は慈善の恩恵と仕事に心を動かされる理由があり（被救恤民の大きさは事実であり、貧窮に対しての援助の量も同じく押寄せている）、そして施与 alms が

### J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

与えられたり受給されたりしている市のすべてにおいて基本的な問題であり、愛は相互援助の根源であり、人々の仲間意識は強化されるので、行政官の責務は人々がおたがいに助けあっている痛みをとりあげるべきであり、それを抑圧するものは一人もいないし、公正な徵収について悪口を言うものは一人もいないし、そして市民達の調和が日に日に愛をはぐくみ未来を強化するためにも、その弱者への扶助が強化されるのは当然なことである。そして飢餓に悩んでいる者に与えることは、ぜいたく好みの家庭の主には快よくはないけれども、富裕な市の行政官には飢餓や欠乏に圧迫されている市民に悩まされるという事には遭遇しなくなるでしょう。」(ibid, p. 4)

J. L. Vives は、貧民救済論における人間の基本的見方を Margaret, M. Sherwood 女史による第一巻の簡単な要約によれば、

「……道徳的優位性、徳性が第一の重要な事柄であり、知性・学習・センスの良さは第二番目であり、『心をささえる肉体としての健康が第三に重要なことがらであり、ただこの表の最後に……富と資源をおいている。そこで給付はこの最後のものに従って拠出が位置づけられる。』(ibid, p. 6)

と見ており、その人間観も親切にペストを尽す本性と恩恵を制する本性とがあると客観的にその矛盾構造をみている。

第二巻第一章の「何故に市当局者が貧民救済を発展さすべきか」で論じている観点は、「ここで今まで挨拶で述べて来た心情的な共同責任論を具体的な社会的混乱で説明しよう」としている。第一は「盜み・反乱」への可能性、第二は「ペスト等の病気」があらゆる人々を無関心ではおかしい点を強調する。

「何故なら、富める者のみ保護し貧しい者をさげすむ者は、心臓にすぐ手をつけて手や足をなおすことを重要と思わない医者と全く似た行為である。しかも、このことは人間全体にとって、傷や痛みが原因であるように、共和国内でも弱者が、権力者にとって危険物とならないとは限らない。何故なら弱者が生活必需品のためにときどき盜みをするからである。それを認める価値もない——しかもそれはささいな事——と判断しており、それは貧しい者が富める者をねたみ、そして道化師・犬・児童・ラバ・荷馬、象などに金銭をそそぎこむことにいきどおり、彼等は事実飢えた子供を彼ら自身で育てられないし、その間に貧しい市民の仲間達は榨取され他の人も彼らと同じように榨取されるのに、富める者の中ではごう勢にして無礼に酒宴をする。

市民戦争のような声が、すべての国々を興奮させ、その争いの中で憎悪をもやし恐りつづける群衆がいかに多いことか、そして富める者に対して憤激の試みを第一步として行うだろう。」(ibid, p. 6)

### J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

こうして、第一の問題に対して、なお、人文主義者 J. L. Vives はこの事情を古代ローマのグラックス兄弟や L. キアティライン（108?～62 BC. ローマ政治家で反逆者）、古代ギリシャでのソクラティスの弁明の例を引いて「市民内不調和はそれを助長する」ことを強調する。

第二の問題は、一市民がいかに無関心であろうともおそって来る「病気」についてである。

「市民は病人との接触から一般的危険にさらされる。ある人が他の大勢の死亡へと——ペスト・梅毒、それに類するもの——非常に恐ろしい病気を地域の中にもたらしたということを、どんなにしばしばみていることか？ このようなものは、すべての教会で、大きな祭りでは特にガン・潰瘍のような病気と、ここで語るのも不適当な病気とにならざる人々を保護所に入れなければならないし、この場合少年少女、老人、虚弱な女性のみを入れるべきではなかろうか。人々は……潰瘍性の病気が目のみに進行するのみならず、鼻や口をおそい、触れる手や体に伝わって行くように、ひとつつの視角のみに目をうばわれてはならないと貴方は思いませんか。（ibid, pp. 7～8）

この二つの問題は富者や一市民をも無関心にさせえない。当然「この二つの問い合わせはその国の行政官によって拒否出来ない」問題である。

「この二つの問い合わせは、その国の行政官によって拒否出来ない。それはいかにして病気をなおし、いかにして病気の慢延を防ぐかである。しかもそれは賢明な行政の部分のみではなく公けの福祉にとっての関心であり、地域の多くの部分に有用性がない、というのではなく実際にはその人自身と他人をも共に傷けて行くことである。人々は生存する資産がないので一般的な賜わり物が使いはたされると街中や大通りで強盗となり、他のものはこっそりと夜盗となる。妙令な女性はその貞操を投げすて、彼女の純潔を守り切れず、しかもはした金のためにそれを売り、この不道徳な行為をやめるべく努力さえもでき得ない。年をえた女性は直接的な方法で売春の斡旋を行い、そして売春斡旋の助長者としての魔法使となる。

貧困者の幼児は殆どが悪事を教えられる。子供をもつ貧困者自身乞食をしながら点々と放浪し、保護される前に子供はなげやりになっているので教会に参加しないし、説教もきかない、法律や生活慣習にも従わないし、彼等に宗教的信念があることも知らない。教会の支配力は無料では何もやっていないということで確かにゆるんでいる。」（ibid, pp. 8～9）

以上の様な状況の中での貧民救済対策は犯罪に対する刑罰主義のみではなく教育主義的にも大きな意味を持つ。

「これらの乞食達が領主の食卓に他の者と一緒に相伴すると述べたものは一人もいな

## J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

い。そして乞食達はどんな教育も受けていないので彼らは非常に低水準にあることはさけられないし、殆んどが不規則な生活をしており、若し何らかの方法で富んだとするならば、彼らの低俗で低い教育なるが故に耐えられないことである。そこで少し前に地域社会に対してより良い方策が準備されず、そのことを行政の問題として議論されていないことをとりあげる声があがった。何故なら、人々は金銭上の争いを制限し、犯罪を罰したりすることは行政の責務ではないと思っている。逆に行政にとって悪い行いを罰したり抑制したりするよりも良き市民をつくることに努力した方がより重要なことである。これらのことが前もって正しく追及されているならばどんなに罰することがすぐなくすむことか！」(ibid, p. 9)

J. L. Vives は古代ローマ等の歴史から対策の必要を説く。

「古代ローマでは、乞食する必要もなく12銅表（Twelve Table 12銅表とはローマ法中日常生活に最も重要な条文を短縮して12枚の板に刻したもので紀元前451年及び450年に十大官によって書れたもの）によって乞食は禁止されていたので、ある程度の対策がなされていたのである。アテネ市民も同じような対策をとっていた。神は疑いもなく苦難のユダヤの民に特別な法（おきて）を与えた、この種の民には特にきびしいものであり、申命記によれば神は出来うる限り人々の中に貧困者や被救恤がないように、主イエスが葬られその生活と精神の新生の中によみがえたった律法や儀式や長老達とともに、生きて神を受け入れたものの中で労働から残される年令の者に特に注意深いやり方を命じている。たしかに我々が我々の市中に多くの貧民と乞食に出会っているので、慈善行為以上に明らかに命ぜられたものないことは——そして一つの命令と考えがちである——我々キリスト教徒にとって恥かしく不名誉なことである。貴方達は貧困や苦難に反対するようをしているところではどこでも施与への手をそらさせようとしている。何故、丁度国家のすべての事が、財産のこわれるのを恢復させること——例えば、城壁・堀・畠・川・施設・習慣・そして法律そのもののように——のように種々な方法で苦難に思う故に贈与を第一次的義務とする援助が適切であるということが眞実ではないだろうか。ある有益な方法は、國家の福祉を追求しようとしている賢人によって、税金の減免や公有地を貧民に貸し耕作させたり、ある剰余資金を国家によって分配したり——現在我々が見ている事柄——して工夫されて来た。しかしこの種の方法は特別な場合にのみ必要としその条件は當時全くまれにしか起らなかった。そこで対策はもっと適切にもっと永続性する効果的な他の解決方法をもたねばならない」(ibid, pp. 9~10)<sup>(9)</sup>

こうして、新提案の理由が明らかとなる。J. L. Vives の提案理由の思想はこう見て來ると支配者の個人的好意や思想より、より社会性が語られており、その思想は明らかに社会有機体理論<sup>(10)</sup>で上からの改革である。

### 注

(1) 植村雅彦著「チューダー・ヒューマニズム研究序説」(創文社)

## J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

- (2) トレルチ著「ルネッサンス宗教改革」（岩波文庫）39～48頁。
- (3) ベア著「イギリス社会主義史(一)」（岩波文庫）4章第7節参照。
- (4) 浜林正夫「イギリス革命の思想構造」の第二章参照。
- (5) コスマンスキー著協会訳「世界史教程—中世—」青木文庫 25頁。
- (6) コスマンスキー著「前書」252頁。
- (7) ヴィーヴェス著小林訳「ルネッサンス期の教育論」明治図書 5卷第1章参照。
- (8) F. R. Salter (ed) "Some early tracts on poor relief" pxx.
- (9) この部分 Salter 訳は Summarey となっている。
- (10) この見方は私のみでなく植村雅彦著「チューダー・ヒューマニズム研究序説」で「ヴィーヴェスの根底にある『社会有機体説』——多数のヒューマニストにとって共通の考え方——をおのづから想起させる」（前書356～357頁）と述べている。

### III. その提案内容——行政の公的責任性——

J. L. Vives の貧民救済制度提案の内容で今日の歴史的視点からみると行政の公的責任性を制度的に強化しようとした点であり、「貧民調査」「監査制度」「救済基金」にその特徴があり、神の命令も重々しくなく、人間の善意も自分中心となって行く中ではどうしても法律を成立させて強制力の必要性を説く。

「ある人達は私にあなたは大勢の救済をどう提案しようとしているのか？ とたずねる。若し我々の心の中に眞の慈善 Charity 心があり、それは我々に一つの法律を現実化させ得るならば一例え強制とは愛するものへの関心の要素ではないとしても一自分のことよりも他人の苦惱を心配しない男、つまり一般人に、すべての事柄を強制し得るだろう。すなわち、多くの人々が両親や子供や妻に対してさえ充分に信頼していないので、誰れ一人として彼の家庭を越えて関心を寄せはしないし、ときどきは彼の寝室をこえ、或いは彼自身をもこえてさえ関心を寄せはしない。そこで特に神の命令はあまりにも重々しくないので、人間の救済策が何時採用されようとも私は次のプランを提案する」(J. L. Vive, Margaret M. Sherwood 訳 "Concernings the Relief of the poor" pp. 10～11)

#### (1) 貧民調査（登録）

「ヴィーヴェスは貧窮民を次の三種類に区分する。 (a) 救恤院あるいは慈善院で保護を受ける人びと、(b) 自宅で貧困に耐える人びと、(c) 定まった住家をもたず、流浪して施与を求め、しかも労働可能な肉体をもった人びと。市当局はこれら三種類の貧民について十分な調査を行ない、くわしい知識を所持していなければならない」<sup>(1)</sup> とされる。

ホスピタル収容者 まず第一分類はホスピタル収容者である

### J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

「貧困者のあるものはホスピタル Hospital と一般に呼ばれている施設 institution に住んでおり……そこでは病人は養われ看護されたり、貧民のある程度の人数が養われ、そこで少年少女が育てられ、棄児が養われ、狂人が収容され、盲人が住む所を“ホスピタル Hospital”と私は呼ぶ。国の政治家にはすべてこれらの施設が彼等の責任の一一部であることを現実化させよう。

ホスピタル創立者の定款は無視出来ず、それを犯すことも出来ず、現存している。そして言い伝え上のイメージがこの種のものでは重要視されず、事実としては判決や意向が重んじられる。しかしこの点に関する限りでの残された掛け金は疑いもなく最も可能な目的に分配されたり、最も価値ある所に使用したりすることは出来る。つまり、創立した人々に关心を寄せるのではなく、いかになすべきかに关心を寄せるべきである。」(ibid, pp. 11~12)

ここでは運営の創造性と収容者の自由の制限性が述べられている。そしてその内容が市議会に報告される。

「そこで二人の市参事会員 Senators<sup>(3)</sup> と一人の書記 Secretary が、これらのホームを各々訪問し、調査し、その条件についての総てを、その収容者人員やその名簿や収容理由を記録させ、これらすべての事柄を市議会議員と市参事会員に同じく報告させなさい。」(ibid, p. 12)

**居宅保護** 第二分類の居宅保護者にも訪問調査と登録制を提案する。調査方法も近代ケースワークの原則の一部の崩芽がみられる。

「居宅で貧困に苦しんでいる人々、彼等と子供を各教区毎2人の市参事会員 Senators によって登録させなさい。彼等のニードが認められ、どんな生活状態で住んでいるか、どんな不運によって貧困におちいったかが認められる。近隣からどんな人間か、どのようにして生活しているか、彼等の習慣は何か、容易に知ることが出来る。しかし、一人の貧困者についての証言は他人の嫉妬で卒直でないので他人から得るべきではない。……若し、ある者が急に不運におちいるならばどの市参事会員からでも市役員会に知らせ、その条件と環境に従って彼のケースとして決定させなさい。」(ibid, p. 12)

**浮浪者対策** その調査方法が具体的に述べられ、監禁の権限さえ賦与される。

「固定した住所もなく徘徊している乞食について、健康なものはその名前と乞食の理由を市参事会員の前で宣誓させられ、それは、彼等の悪臭で市参事会員室を汚す訳に行かないで野外や空地で行ないなさい。彼等が病人である場合は、2人又は4人の市参事会員と医師との同席の上で……同様な事をさせなさい。その証言は自らの生活

### J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

状態について自ら調査すべく証言させなさい。市参事会員にこれらの調査をさせ、義務遂行を約束する上でそれを遂行する権限を与える、市参事会員には貧困者が手におえないわかったとき、監禁する権限を与えてなさい。」(ibid, pp. 12~13)

#### (2) 監査官と監査制度

市参事会は毎年2人の「監査官 censors」を任命する。「監査官は市の有力者であり廉潔をもつ頗られた人でなければならぬ」<sup>(4)</sup> そして監査内容は処遇内容まで含まれる。

「……貧民——少年、青年、老人の生活と徳性について調査させなさい。少年についてなら、何をやっているのか、何を彼等が作り、何が進歩しているか、生活上どんなものに秀れているか、どんな能力をもっているか、どんな見込みがあるか、悪事を恥とするのは誰れか、すべての事を正しく報告させなさい。若者や老人について、……規則に従って生活しているか、又老婆では壳春あっせんや魔法使いに習熟しているのは誰れか、注意して調査しなさい。又、すべての人々に対して質素で酒をのまない生活であるかどうかを調査しなさい。ときどき遊び場やブドー酒、ビール飲み場にたむろするものは調査しなければならない。」(ibid, p. 23)

そして監査官は「処罰」の権限をももつ。

「どんなとがめの言葉も効果がないならば、彼等は罰をうけねばならない。処罰も組織的に最も賢く優れた市民によって各行政ごとに別々に決定されねばならない、何故ならば、同じ処罰が、同じ時、同じ所で採用され得ないし、ある人とはある処罰でよくなり、他の人々は他の処罰でよくなるからである。怠け者や怠惰な者の驕慢にはだまされ得ないように防衛しなければならない。」(ibid, p.23)

「監査方法」も古代ローマの例を引き提案をする。

「私は同じ監査官が若者や富裕者の息子について調査するよう指図したい。若し、人との時間がどんな風につかわれ、何を追い求め、何をやろうとしているのかを父のよう行政に深くかかわるならば、政治にとってもっとも有効だからである。貧民に小銭をあげるよりはるかによい慈善である。古代ではローマの監察官事務所によってこのことが準備され、アテネ市民の中でもアレオパゴス裁判所によってやはり準備されている。しかし、かような古い慣習はくずれたが、コスティアン皇帝によって、現にあり、或いはやって来て、その理由がどんなであれすべての人々——教職者も俗人も共に、どんな階層や財産であろうと——を調査する命令権を有する検査官 Quaestor の責務に要約されて、復活したのである。……」(ibid, p. 23)<sup>(5)</sup>

#### (3) 救済基金

救済基金の基礎をあくまでもキリスト信仰に求める。J. L. Vives がここ

で税による基金を述べたかは M. M. Sherwood 訳では確かでない。<sup>(6)</sup>

「我々が知りうる限りでの昔の事であるが、キリストの血がまだ真赤であった頃、すべての人々は彼等の富を使徒の許に捧げ、彼等のニードに応じて総ての者に分配された。使徒達が人々にこのような事がやれなくなってその責務を放げ出したあと、会衆に演説し福音を説教する方が金を求める再配分する時間の浪費よりも事実適していた。そしてこの事務は執事 deacon に与えられた。彼等は貧民を永く泊めないで神の愛と知識を説教するのに非常に熱心であり、至上の幸福につながる死をたたえる祈りもそこそこにす。そこで貧民の個人的ニードを補うのに、キリスト教徒とは縁遠い人々から集めた基金より支払われた。しかしキリスト教徒の数が増え、徳のない人々が多く教会に迎えられたので、その事務が正直でなく運営されるようになり始めた。司教や聖職者は貧民への愛がなくても再び慈善のために集めた基金の責任をとり始めた。その時にはその司祭を信用しその司祭は正直さと正確さが試され認められて——ジョン・クリソストン (John Chrysostom 347～407、コンスタンチノープルの大司教、雄弁な神学者) によって述べられている——いるのであった。しかし、キリストの血のために最初は熱心であったがあとになって覚めて行き、神の精靈の交りも弱まり、教会は世俗の事柄と競い、そして華麗・自慢・ぜい沢さとも競う。ジエロム (Jerome 340?～420 カトリック教会の学僧) は地方ではすでに宮殿よりも修道院の方がより贅沢な食事であると不満を述べていた。この浪費は多くの金額を必要とする。そこで司祭や聖職者は本当は貧民に属すべきものを彼等自身の目的に転用する。……彼等は実質的に弱者から離れ、権力的になったことに気付かないのだろうか。

司教の任務は人々の魂に関しては教え慰め正すのみならず、彼等の肉体をも、……ごく少い例であっても司教自身の生活をはなれても貧困者に援助すべく肉体をもいやさなければならず、短かく言えばパウロの例のように低き人々を恥らず彼等と同じ水準に身をおき彼等を援助しキリストの言葉に従い……すべての人々にすべての事をなすべく慈善に全きを期すことである。司教又は修道院長又は教会で他の役割を持つ人々は……現存する貧困者教済の役割を彼等の大きな収入から引き受けるべきである。若し彼等がそれをしようとしているときはキリストはそのことに仕返しをするでしょう」(ibid, pp. 24～25 なお( )は筆者の注書き)

「神の仕返し」とは騒動や反乱のことであり、J. L. Vives にとっては「貧困者に国内ではどんな騒動でも有益だと考えさせてはならない」(J. L. Vives Margaret M. Sherwood 訳 ibid. p. 26) と強調している。

**ホスピタルの基金** 「ホスピタルの年間収入を全部計算しなさい、それは疑いなく稼働能力ある者に割り当てた仕事でホスピタル入居者を充分まかなえるにたる収入であるのみならず、入居者以外の負担分も充分であると思う。」(ibid p. 26) と強調する。

「どんな町、——君にはその名を言うことができる——でもホスピタルの富は非常に

### J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

大きく、若しそれを適切に運営するならば市民のニード総てを充すにあまりあるし、一般的欠乏や潜在的欠乏や臨時の欠乏についても同じである。

……従って自分自身の市に保護を必要とする者がいないときは、富めるホスピタルや富める者はより多くを必要としている近隣或いは遠い所でも彼等の寄付金を送りなさい。このことこそキリスト教徒のなすべき眞実である」(ibid, pp. 26~21)

ホスピタルの管理者も一年毎にチェックされる。

「二人の管理者 Superintendents は神を敬い神を恐れる人間で、各ホスピタルごとに市参事会員の投票によって任命される。その管理について年一度市参事会員に提出しなさい。若し施行が充分ならばその仕事を続行させ、不充分ならば新しい管理者を任命しなさい。」(ibid, p. 27)

居宅保護の基金 「人は死に臨み、財産に応じて何かを貧民に遺すが、立派な葬儀をやめて貧民の利益になるように計らうことが望ましい。質素な葬儀の方が神を喜ばせる。垂死の人はただ神からの名譽賞讃だけを考えるべきである。葬式には金その他のものを添えて、肉やパンを公然と分配給与すべきであるが、これは葬儀の時には切符で与えておいて年末に死者の財産処理人をして実物を与えるのが適當である。かつまたこの救済の仕事を託された人は、教会に遺贈された品物がどんなに分配されるかを確め、それが必要なものの手に渡るのを防がねばならない」<sup>(7)</sup> 以上が居宅保護に対する基金収入的一般原則であるが、財源に不足となれば、

「……小さな箱を要保護者の多くなった町の三つか四つの主たる教会に置きなさい。この箱にすべての人がその良心をゆり動かされただけ寄付する。……箱は、そのニードがあったときには7曜日置かれる。

二人の正直で信用しえる人がこの箱の責任をおい、市参事会員によって選ばれ、富はなくとも貧欲と下劣さがなくこの仕事を対しての高い能力さえある男であればよい。」(ibid, p. 28)

その募金額は一般的には「ある日曜日から次の日曜日までに充分な金額だけ」でよく、若し多く集った場合、

「しかし、公的慈善の責を負う人々の手にある大金があるならば前述したようにその額を引き下げなさい。そして必要性のある地方に送りなさい。……あるいは、他の使用に転用しないように神に誓いをたて、禁止され、市参事会員のもとに必要な額を保存させなさい。そして、いつまでもかくしておくことを習慣化しないで、最初の機会に消費するようにしなさい。それは神が『貧困はいつも貴方とともにいる』と宣言

J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

しているように決して貧窮な人がないということはないからである」(ibid, p. 29)

若し不足した場合は

「……富める者に近づき神が保護を命じている貧民を助けないかとたずねなさい、彼らは……必要としている者に少くとも借すことは出来るだろう。そして彼等がそれを欲するならば寄付金が多くなったときあとで返却することで信用がりでかりなさい。」  
(ibid, p. 29)

そして市当局としても

「市もまたその公費、たとえば公式の饗宴、祝祭、送別宴、年々の競演会、行列などの費用から幾分かを割くべきである。都市を訪れる君主も、歓迎が盛大でなくても、それは貧民救済のために費用が割れたからであると知ったならば、よろこびこそそれであえて不満はもつまい。しかし市がこの方法を好まぬならば、金を借り入れて、施与の金が増した時返却するようにしてもよい」(中村幸太郎「ベーベスの教貧論」69頁)

そして最後に J. L. Vives は、募金の費用が不足することではなく、パウロの例を引いてあくまでも自発性を基礎としている。<sup>(8)</sup> そして基礎は信仰だとする。

「神聖な仕事があるグループによって行われ、ある不安と絶望の中で行われ、すくなくともその準備資金が充分でないとき、その仕事がたたえられているが故にかくされた方法をみつけて財源をつくり、迷いつつも前進するいかに多くの事例があることか！ 黃方は貧困少年のための市立学校でそこは10才までが条件であるが、18才まではそこにいられるようにした経験を参考の上、思い出して欲しい。黄方はこの学校を維持するのには充分な金はないのではないかと恐れていた。今や100人前後の少年がそれを支え、基金は大きく成長し、他をも援助しても充分であり、臨時の少年がやって来ても食物はあるようになった。確かに子供達の生活が維持されるという神の万能のきずなによって養われ育てられた。それは富者によってでもなく、我々自身の力にたよったのでもなく、人間の協議にたよったものでもない。それは信仰の理解にかかるのであり、いくらで出来るかと考えたりすることは神への冒瀆であり、総てのことを可能な限り神に祈ったか、信仰したか、と考えるべきである」(Margaret M. Sherwood 訳 "Concerning the Relieb of the poor" p. 31)

以上みて來ると J. L. Vives の貧民救済制度は行政面では近代的公的責任制が強いが、財源問題では貧民税までは言っていないが、それに近い内容まで述べている。

## J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

### 注

- (1) 植村雅彦著「チューダー・ヒューマニズム研究序説」（創文社 昭42年）257頁。
- (2) 当時の Hospital は今日の病院とも内容はちがい、施療院とか教恤院とか慈善院とかの日本訳があるが、まぎらわしいので、英訳語のまま、Hospital として訳は統一したい。
- (3) Senators は、植村雅彦氏によれば Senator セナトルは「ローマの官制から借用されたものである。かかる点にもヒューマニストたるヴィーヴェスの面目躍如たるものがある」（植村、前書262頁）と言ふてゐる。
- (4) 中村幸太郎「ビーベスの救貧論」大阪女子大研究紀要 No. 3 1952年67頁。
- (5) Salter 訳も完訳の部分であるが中村幸太郎氏も引用しておらず、意味がよくわからぬ氣もするが、古代ローマの研究がすすむ中で明確にされる部分かも知れない。
- (6) 中村幸太郎氏は「救済院の歳入は課税によるべきである」（前論文 67頁）と紹介され、「具体的方法は説いていない」（前論文 70頁）と評されているが、Salter 訳では「the annual income of the hospitals should be assessed.」であり、Margeret M. Sherhood 訳では「Let the annual revenues of the hospitals be reckoned together.」であり、税とまで言いきってよいのか疑問である。Webb は税まで進まないとしている。（S & B. Webb “English poor law history” part I p 39）
- (7) 中村幸太郎「ビーベスの救貧論」68頁、Salter 訳の方がわかりやすい訳であり中村氏による訳があるので、引用する。
- (8) J. L. Vives. Margaret M. Sherwood 訳 ibid, p. 30

## IV. その処遇内容——労働への貧民陶冶論——

J. L. Vives の貧民救済における処遇の一般的思想は、トマス・モアの「ユートピア」における人間観<sup>(1)</sup>と同じく、勤勉な人間観が中心である。

「……神は人間に對してその原罪に対する罰を課しており、各人は労働する故にパンが食べられる。私が『食べる』とか『養分をとる』とか『維持する』とか言うとき、私はただ食物のみを含む意味としているのではなく、着物、住所、燃料、ローンをも意味しており、肉体を支えるものすべてが意味されているのである。

貧困者の年令と健康条件に適した政策が準備されるので、一人の怠け者もなくさなければならない。使徒ペテロは『又、貴方達の所にいた時に『働くがざるもの食うべからず』と命じておいた。ところが聞くところによると貴方がたの中の或る者は怠惰な生活を送り、働くがいいで唯いたずらに浮浪しているとのことである。こうした人々に對しては働く自分で得たパンを静かに食べよと主イエスキリストによって命じかつ勧める』とテサロニケ人に書いている。

……そこでよく秩序ある家庭では誰もが一つの仕事を持つべきであるように、その国家の中で或る人達が怠けて生きられる事が許されてはいない。それは『小人閑居して不善をなす』という昔の格言通りである」（J. L. Vives, Margaret M. Sherwood “Concerning the Relief of the poor” p. 14）

このように「貧民の労働への参加」が彼の処遇の基本である。

### (1) 稼働能力者に対する処遇

まず第一に稼働能力の判定である。

「健康や年令は配慮されなければならないが、しかしときどき病気や虚弱者のふりをしていて、だまされないように医師の意見によって調査し、不正受給者を罰せよ」  
(ibid, p. 14)

第二に浮浪者への処遇である。

「……稼働能力のある浮浪者には、他の所で生れたものは出生地に帰され、……旅費を支給される。それは一銭もないのに故郷への旅に被救恤的貧民を送り返すのはあまりにも非人間的であり、しかも貧民を盗賊にさせてしまうよりはまだからである。しかし、若し彼等が戦争で苦しめられている村や町からやって来たものであるならば、パウロの教えではキリストの血の洗礼をうけたもの故、心の中で誕生し、ギリシャ人でも野蛮人でもなく、ガリヤ人でもフラマンド人でもなく、一人の新しい創造者であり、そこで彼らは恰もそこが出生地として扱われる」(ibid, p. 4)

第三に職業指導である。若し出生地に戻った者には職業指導がなされる。

「……若し一つの職業を学んでいなかったものは適当な年令になると彼がもっとも関心ある職業に可能性があるならば対策がたてられ教育される。若し可能性もない場合は貧困者を類似職業を教えよ、例えば、いわゆる Caligas（兵士の長靴）というものを衣類の縫えない者でも縫わせなさい。しかし、この職業があまりにも難かしい場合には、或いは覚えるのにあまりにも遅い場合は、彼の興味をもつ容易な仕事に就かせよ、数日もかかるものには程度をおとしなさい、例えば穴掘り、水運び、荷運び、車押し、行政長官のお付き、使い走り、飛脚やかごかぎ、馬引きなどである。」(ibid, p. 15)

第四にみせしめ労働である。

「荒れた生活——ギンブル・壳春・浪費・美食——によって財産をなくしてしまった人できえ餓飢故に死亡させてはならず救助しなければならない。しかしあまりにも退屈な仕事をさせられ少しの食物なので、他人へのみせしめでもあり、以前の生活を悔い、食物の不足と仕事の重労働によって自制し、同じ惡の道に安易に逆戻りしなくなる。彼等は飢えでは死なないがその痛みを感じなければならない」(ibid, p. 15)

第五に「就労斡旋」である。

「多くの仕事場で貧困者は雇われねばならない。Armentium の羊毛織者達は全部が熟練工のみではなく、働く人々の不足に悩み、ブルージ Bruges 市の綿織者達も小

### J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

さい糸巻きのためにどんな少年でも雇入れるだろう。少年の一人一人に織者達は生活費の外に多かれ少なかれ日々わずかな金を支払った。それでも織者達は少年をみつけることが出来なかった。理由は少年達の両親には子供達が乞食する方が家庭に多く入れてくれる」と主張したためである。」(ibid, p. 15)

第六に「職業保障問題」である。

「自らどんな仕事をもみつけることの出来ない人々に、政府の名において各技術者 artisan を割当なさい。若し彼の技術が充分進歩しないうちは、いかなる者でも仕事場を自由に開放しなさい。この上に行政長官は徒弟を割当る親方ともよく話し合って、政府が公共事業に、例えば、絵画、彫像、壁掛織、縁物、堀、建物、又は病院に使用する。」(ibid, p. 16)

第七に「失業者の待遇」問題である。

「目下、親方も家庭も得られる見込のないものは、どこか救済の場所で最低生活を受けさせねばならない。しかしその間遊ばせておくのではない。閑暇は遊情を教えるからである。

そこで強壯でありながら、ぶらぶらして雄蜂のように他人の汗の結晶を享受しているものは、外にだして労働させる。ただし祖先が遺贈したとか、自分で寄付したとかでこの救済院に特權をもっているものはこのかぎりでない。他のものは共同の利益のためにそこで労働を強制する。その他健康なもので救済院内に留まることを院長に懇願するものも、同じ条件でそれが許される」(中村幸太郎「ビーベスの救貧論」70~71頁)。

以上 J. L. Vives の稼働能力者対策又は待遇内容であるが、今日的課題からみて近代的労働対策の各種の萌芽は全部出そろっており、きわめて総合的視点を持っている。その中心思想は自立して生活すべく職業人をめざしており、トマス・モアの「ユートピア」的労働者像を持つつ、次代のプロテスタントの貧民像にもつながって行く。

#### (2) 非稼働能力者に対する待遇

第一に寡婦対策又は待遇について、当時ホスピタルの女主人として採用されていたようであるが、J. L. Vives は反対する。

「何故ならば、召使から主人になった者と同じで、信仰深き仕事をなそうとする婦人が、初めから華麗で豪華な生活であったりするために、今では貧民を批難し、けちりつつ貧民の生活を保護している故に傲慢な女主人となる。実質的には貧民を衰弱させて自分が利益を得て肥ることは出来ないのでだから、これらの公的仕事はとりあげなさ

い。彼女らにはそこでなすべき義務を遂行させなさい。使徒達が高く評価した初期教会の寡婦達のように弱き者を助けようとなさい。人々に読んでやったり織ってやったりしなさい。彼女達を善良で正直な仕事——ジエローム（Jerome, 340?~420, カトリック教会学僧、ラテン語訳聖書の完成者）が最も富裕な最も高貴な御婦人達とさえ混って行える仕事——に従事させなさい。」（J. L. Vives, Margaret M. Sherwood 訳 “Concerning the Relief of the poor” p. 17）

### 第二に盲人対策又は処遇である。

「盲人が怠けて座すか怠惰になれるかどちらになってもいけない。彼等は自ら従事するための多くの条件があるからである。あるものが学問に適しているなら彼等を研究に従事させよ、何故なら彼らの中には研究するための能力がないとはみえないからである。他のものは音楽の技術に適し、彼等に唄わせ lute (14世紀のギターに似た楽器) をひかせ、フルートを吹かせなさい。他の者は車に向うならば踏車で働かせよ、酒しばりに従事させよ、鍛冶屋の店先でフイゴを吹せなさい……。盲の婦人が紡ぎ、紡績糸を巻かせなさい。彼等盲人を怠けて座らせてはならないし仕事を嫌がらせてもいいけないし、彼等自身で従事するようにしなければならない。怠惰や安易な愛が、身体的弱点が理由でないのに何も出来ないという理由にしようとするからである。」（ibid, p. 17）

### 第三に虚弱者と老人にも仕事が与えられる。

「虚弱者や老令者も又彼等の年令と体力にあわせて、自分自身を養うためにも気軽に仕事をやらねばならぬ。あまりにも虚弱なので、何をするにも全く力がないというものは一人もいない。怠け心や悪い心や考えは、忙しく仕事に従事していると逃げて行く。こうして総ての吸血鬼が追い払われねばならぬとき、各ホスピタルの入所テストが行われ、費用、年収入、手持金について明らかにされなければならない」（ibid, p.18）

### 第四に精神障害者の対策と処遇である。

「……このことは私に精神障害者を思い出させる。世界でその男より優れた者はいないし、その男の心よりも優れたものはいなとしているので、その男の精神障害者福祉に特別な注意が注がれており、我々が狂人以外の他の人々の心を正気に恢復させておくか、正気で理性ある人に守っておくかすることが結果的には最高のサービスである。そこで精神不安定な男がホスピタルに来たならば、彼の狂気は先天的か或いはある不幸により起ったのか、恢復の見込みがあるのかどうかを初めに判断しなければならない。人々は人間の精神の健康状態にふりかかった災害に同情すべきであり、しかも治療方法に狂人は希望をいだけなく悪化するのであり、その結果は愚弄され興奮し、いらいらした狂人となり……彼等をもっと馬鹿げた行為へと刺戟し、彼等の愚行と病氣を助長することになる。……各々の患者に適する治療が用いられるだ

## J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

ろう。ある者には医学的保護と生活様式への注意が払われ、他の者には温かで友情ある扱いがあたかも野性動物がだんだんおとなしくなるように教育させて行く必要がある。ある者には暴力と鎖が必要であるが、いつもは患者は凶暴性を出さない。とりわけ彼等の精神状態が平静である限り、理性と正気が戻っているために大丈夫である。」  
(ibid, p. 19)

第五に一般病人に対する処遇である。

「ホスピタルが非稼働者貧民をすべて収容出来ないならば一つのホームが——或いは若干のホームが必要なだけ多く——建てられるだろう。そこに彼等を委託しなさい。医師、薬剤士、看護人の男女を雇い入れなさい。貴方達は自然力でか、或いは船をもつくる人間の力によってか期待をかけ、貴方達は残された身体を傷つけないように一ヶ所に汚物を集めるでしょう。同じく胸が悪くなり、伝染病で悩まされる者達に離れて睡眠や食事をとらせよ、それは、決して病気の終りというものはないので、胸が悪くなることを残った者達に経験させず、伝染病も経験させないためにである。

だれでも恢復すると、彼はそこに残って恩恵をうけている稼働能力者と同じ処遇をうける。彼が自分の技術でホスピタル内の他の人々をよろこんで奉仕する同情心を持つまでは彼に仕事を与えないようにしなさい。」(ibid, p. 20)

なお、J. L. Vives は実際上のホスピタル従事者は嘘をつかれたら罰を与える、漏給を防ぎ、貧困者を食い物にすることのないようにいましめている。

### （3）児童に対する処遇

J. L. Vives にとって児童処遇は「ホスピタル」と「学校」とで行われる。

「棄児のためには、ホスピタルがありそこで教育される。そこには、よく母親 mather と呼ばれている者が 6 才までそこで育て、その後公立学校 public School に移り、学校では子供達は文学や道徳を学び、且つ養育される。この学校は出来るだけはじめて巾広い教養をもつ男達の責任で、安っぽく低級で下劣な教養ではなく貧困者の子供にとっては危険とならないような文化が教えられる。このような学校の長を確保するために、市長は金を節約すべきでない。比較的小さい費用で彼らは、その政治に大きなサービスをなすでしよう。」(ibid, p. 21)

そこでの処遇内容の原則は、

「学生達を質素に生活するようにし、しかも確実で清潔で少しも侮辱されないように学ばせなさい。すべて浪費からはどんな形であろうと守って下さい。豪華で大食家を習慣化させないように、我々が心配しているように子供達が要求を自由に満せないときに……恥しい側に身を投じ、乞食を始めるような、胃袋の奴隸とならないようにし

て下さい。読み、書きのみでなく、特にキリスト教徒としての責務や、すべての事柄に対する正しい理念を教えて下さい。」(ibid, p. 21)

であり、もっと具体的な少女や少年に対する処遇内容を次のように強調する。

「学校での少女のマナー教育を語るならば、そこでは第一に文字の基本を学ばせる。そして少女達の一人が、文字の理解にはやく、総ての事柄にも彼女の才能を発展させるようになるなら、より進んだものを学ばせなさい。少女に正しい教義と信仰を教え、そして紡ぎ、縫い、編み、刺しゅう、上手な料理、家計のきりまわしを教えなさい。又、つましく、検約家で、温かで、よい作法で、特に貞節を守り、女性としての美德をしっかりと教えて下さい。

更に、少年の誰かが文字の理解が特にはやい場合、学校で他人を教えたり、のちには聖職になるようにして下さい。他の者は、彼等の特性に従って職業を学ばせて下さい。」(ibid, p. 21)

## 注

- (1) 故中村幸太郎教授は「ビーベスの口吻にプロテスタント的傾向があることは、彼のこの教貧論の要約にも窺えるであろうが……」(前論文75頁)と述べているが、この時代の一般的思想であったようである。

## V. おわりに

この論文の第VII章で「突発的・潜在的不幸に苦しむ者について」という項目をおいており、極貧層以外の不幸に対する対策をも強調する。「戦争による監禁、負債による投獄、破船、大水、疫病、事故」<sup>(1)</sup>であり、一方で浪費におぼれながら一方ではわずかばかりの金で処女の貞節や正直者の健康や生活が危機にさらされる。高い教育を受けたものでも彼等を追い出すか又は秘かに支援するかである。<sup>(2)</sup>そこでアルセミラウスの例にならって、次の制度を別に提案する。

「……アルセシラウス (Arcesilas ピタネ市民、ギリシャ哲学者 AC 250) (他の人々も多く同じようにした) は、貧乏人や病人になった友人の眠っている枕許に大金をしのばせたし、その友人は目覚めている時では恥を感じることも、そのようなことから守られ感情を傷つけずに救済することが出来るのである。温和に育てられた男への慈善で、その保護がその人のプライドを傷つけてはならないし、その救助がどう使われるよりも、救済 relief よりもその男にとって重要な意味を持つように適用されねばならぬ。」

この種のかくれた欠乏を教区全体を見渡すことの出来る人が調査をして、その名前や救助金については差し控えて、市参事会員や富者に報告する。一方貧しい人々は自由にその慈善金をうけ、人々は貧しい人々が感謝していることを知っており、どちらの側からも委託者の使い込みの疑いがなく、被救助者のランクが非常に高いので汚名とならないならば、すばらしい方法である。」(J. L. Vives, Margaret M. Sherwood 訳 “Concerning the Relief of the poor” pp. 33~34)

やり方をめぐって限度がなくなるという反対者もいようが「この示唆は遂行すべき時だ」と主張する。そして第Ⅷ章で「新提案を批判する人達について」、第IX章で「この提案を遂行する道に立たない者」第X章で「この提案により結果する物産的・精神的進歩」と多くの頁をさいている。

まずこの提案を批判する人達の中で、第一に「貧困者は無視するに限る」とする思想でキリストが「貧しきものはいつも貴方と共にいる」という言葉を適用する人々である。これに対し

「……目的は貧困と斗い、むしろ彼らを救い、未来を永遠化することであるし、同情するに値する人間存在の如く彼等を扱うことである」(ibid, p. 35)

と述べている。そしてこの案に敵意を具体的にいだくものに二つのクラスがいる。第一は博愛は主として寄付 benefit によるべきだとする者であり第二にはその基金の管理から追放される者達である。第一の問題については Vives が提案した制度もつくらず必要に応じて慈喜行為によってうまく行くことは神の行為のみで人間行為は貧困者を不潔と卑わいと悲惨さに慣れさせてしまうとして提案を断固実行すべしと説き、第2の問題についてはその反対理由が慣習をそのままにしろと言うことであるが、どんな事でもその歴史をみれば必ず変化しているし、若し神を信じるならばその制度でも黙々と従事するし、人間はいつ誤ちを犯さないとも限らない。そこで J. L. Vives は彼の提案の実行を迫る。

第IX章「この提案を遂行する道に立たない者」の章ではローマの将軍の戦術に学びつつ特に Q. Fabius Maximus の戦術を述べ、例えキリスト教徒に太陽が昇らなくても高貴な行為を行っている例を述べて

「このプランは賛成するだけではなく、それを適用し遂行しなければならず、その理由は事件がおきたらその仕事に手を置かない限り、良い意図を抱いているのみでは充分ではないのである」(ibid, p. 44)

と訴える。

最後に第X章の「この提案により結果する物質的精神的進歩」では

「乞食がみえないという政治の栄光は偉大である。……。

窃盗・暴行・盜賊・殺人・大犯罪がわざかになり、悪事や魔法がたまたまとなってくる。……。

偉大な平和。……。

偉大な一致。貧困者は富者をねたまぬ時、恩人として彼をみるし、富者が疑いぶかく貧困者より顔をそむけられないならば、富者は団結の対象とみ、慈善を対象とみるだろう。……。

その市に住み教会に通うことが、より安全により健康的に、より快くなるだろう。……。(ibid, p. 44~45)

と述べたあと、最後に「国家にとって巨大なものを得る」として次のように説明する。

「……多くの市民に徳があり、国家に対しては法に従い、より良く国家に役立ち、そして国家はこれに親しみを持ち、そのやり方で人々は生活を維持する。彼等は革命や動乱に参加することもなく、多くの少女達が危機から救われ、老いた婦人達が多くの悪事から救われるよう、多くの婦人達が醜行から救われる。少年・少女は文字や宗教や節制や自立を教えられるでしょうし、ものごとは良き正直で信仰深い生活の基礎を形成する。結局は彼等のすべては判断力、感覚力、信仰力を得るだろう。彼等は訓練され人間の法を遵守する市民の中で生活するだろうし、彼等は暴力行為から彼等の手を汚れなきよう守るでしょうし、彼は神に正直につかえ、彼等は人間たらんとし、彼等はキリスト教徒と呼ばれようとしている。」(ibid, p. 46)

「真にお互いの愛の昂まりが絶ての者を超越し、そしてそのものは価値があり快よく質素で自由にあらゆる側に慈善を施すことによってもたらされるでしょうし、これより我々はその天上の報いを得るだろうし、我々が示すものは慈善 charily から湧き出する施与 alms のために準備されるものである。」<sup>(3)</sup> と論文は結ばれている。

ところが故中村幸太郎教授によれば「ビーベスが『是認されるだけでなく、実行されなくてはならぬ』と主張したそのプランは、皮肉にもそのまま直ちにブリュージュでは実行に移されることがなかった。そしてブリュージュが救貧の改革に着手したのはようやく1560年前後であり、しかも僧団からの抵抗によって大した効果をみなかった」<sup>(4)</sup> と言われる。

しかし、イーブレス Ypres 市の実践報告書とともに、当時大陸での救貧制改革の思想は一般的であったが、その制度への定着は英國において独自に成長する。<sup>(5)</sup>

## J. L. Vives の貧民救済制度論（1526年）について

### 注

- (1) J. L. Vives "Concerning the Relief of the poor" Translated Margaret. M. Sherwood 1917 p. 32
- (2) J. L. Vives. ibid, pp. 32～33
- (3) J. L. Vives. ibid, p. 47
- (4) 中村幸太郎「ビーベス教貧論」78頁 大阪女子大学研究紀要 No. 3 1952年。なお、この箇所の出典は、F. R. Salter "Some Easily Tracts on poor Relief" pp. 34～35 と思われ、ややその経過がくわしく解説されている。
- (5) R. H. トーニイも「一方ではヴィーヴェスのようなルネッサンス人文主義の代表的人物からの影響があり、一方では宗教改革者の影響もあり、また一方では社会行政のあらゆる糸を自分の手の中におさめておこうとするみずから野心も手伝って、16世紀の政治家たちは、貧民救済についての世俗的なひとつの組織をつくりはじめたのである」（トーニー著出口越智訳「宗教と資本主義の興隆・（下）189頁 岩波文庫」）と述べている。

## A Note on a History of Labor Exchange Services in Japan

Akira MIYOSHI

One of the first public social work services in Japan may be considered as the labor exchange service in the depression days after the first World War.

This is to study a history of Japan's labor exchange services at that time, chiefly of the pioneers who made a great contribution to the development of the services.

## Asiatic Religions and Charity (Caritas) in Max Weber's Sociology of Religion

Jiro MATSUI

In *Gesamte Aufsätze zur Religionssoziologie* and *Wirtschaft und Gesellschaft*, Max Weber frequently refers to charity (caritas). Weber's interest is in the relationship of the formation of rationalized "enterprise," or lack of it, in charity (caritas) to religions.

In the previous paper discussion was focussed on the relationship of rationalized "enterprise" in charity (caritas) in modern Europe to Protestantism.

In this paper discussion is focussed on the relationship of Asiatic religions, particularly Confucianism and Buddhism to charity (caritas) in Asia. At the same time, characteristics of Asiatic and Protestant charity (caritas) are evaluated in comparison.

## A Study of J. L. Vive's Poor-relief Policy

Kyuichi SHIRASAWA

In Japan, the poor-relief policy of J. L. Vives (1492-1540) set forth in his "Concerning the Relief of the poor or Concerning Human Need, A Letter Addressed to the Senate of Bruges" has not widely been introduced. His thesis was that in the common wealth, the weaker may not be neglected without peril to the more powerful, for the former, driven by

necessity, sometimes steal, and that the city should be responsible to relieve the poor ; and that the city senate should set the able-bodied to work and educate the poor children.

This paper attempts to analyze Vive's position.